

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特集

社会福祉法人の地域における
公益的な取組

2018
04
April



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉 QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、平成30年3月現在、全国で約5,400名の有資格者がいます。

② リーダー・躍動！

社会福祉法人による地域貢献のあり方 ～災害時における支援について～

社会福祉法人プレマ会 みなみ風 統括施設長 古谷田 紀夫

⑨ 福祉施設士のめざすもの

もっとも障害の重たい人たちと共に

社会福祉法人山陰会 普賢学園 副園長 本田 尚久

⑫ 特集「社会福祉法人の地域における公益的な取組」

社会福祉法人みささぎ会での地域における公益的な取組について

社会福祉法人みささぎ会 理事長 奥田 益弘

地域から必要とされる社会福祉法人であるために

社会福祉法人ゆたか会 障がい者支援施設 清湖園 施設長 伴 英治

⑳ DSWI スクエア

第30回日本福祉施設士会関東甲信越静ブロックセミナー報告

日本福祉施設士会九州・沖縄ブロック 平成29年度 海外研修報告

㉑ あんてな

●日本福祉施設士会 2～3月の活動報告

●平成30年度日本福祉施設士会 事業計画・収支予算書

●メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！

リーダー・躍動!

国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が、地域生活課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。地域での実践に際しては、複雑・多様化した課題に多機関・多職種で構成されるチームで向き合うことが求められている。

こうした中、実践の推進役を担い、人と組織(チーム)の成長を導くリーダーの力を高めていくことがより重要となっている。施設福祉と地域福祉の推進に貢献する専門家として、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で躍動する福祉施設士に求められる視点について、各分野で活躍する方々へのインタビューを通して考える。

社会福祉法人による地域貢献のあり方 ～災害時における支援について～

(神奈川県)

社会福祉法人プレマ会 みなみ風 統括施設長 古谷田 紀夫
(老-31期 No.4171)



——社会福祉法人プレマ会のあゆみについて教えてください。

社会福祉法人プレマ会は、今から20年ほど前の1999年(平成11年)の春に、私の家族が、高齢者の方々が暮らすための施設を造りたいといったことが発端になったといえます。当時を思い出すとその2年ほど前に横浜市に暮らしていた祖母が認知症を患い、家族と暮らすことができなくなってしまい、受け入れていただける良い施設を探すことになりました。その頃は、横浜

市内の特別養護老人ホームの待機者は、2,000名を越える状況で、当然のことながら入居が適うはずもなく、他市の老人保健施設に入居することになりました。同居家族にしてみると、入居できることは、感謝の気持ちでいっぱいでありました。

その後、その施設で最期の時を迎えることとなります。この間何回となく訪問しますが、老人保健施設ということもあり、従来の病院に近い環境であったことを思い出します。老人保健施

設は、入居者に対して、家庭復帰を念頭におきリハビリテーションを施し、家族のもとに帰り、従前と同様な暮らしができるように努めていることが特徴といえます。そのことから考えると仕方ないことではありますが、「暮らしの場」としての施設ではなかったといえます。

その様な体験から先のように、「家族が暮らしでもよい施設を造りたい」「家族が入居してもよい施設を造りたい」という考えが生まれたのだと思います。

その思いの具体化として、2005年(平成17年)5月1日に神奈川県より特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の設置認可をいただくことができ、現在に至っています。

法人職員は、法人発足当時の思いと法人理念としての「自分の大切な人が利用してよい支援・サービスの実現」を念頭において、高齢分野はもちろんのこと、保育分野の職員も同様な思いを堅持し日々の活動に向き合っています。

この思いの延長に地域貢献の取組みがあり、地域の中で暮らしを営んでいる大切な人への思いにつながっていきました。

2011年(平成23年)3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生し、その後の大津波による甚大な被害もたらされました。この大災害によって、暮らしの場を根こそぎ破壊され、大切な人を奪われてしまった人々への支援をすることが

必要であると考えました。

——社会福祉法人プレマ会としての被災地支援についてお聞かせください。

プレマ会としての東北支援は、2011年3月20日にはじまりました。発端は、京都市の特別養護老人ホーム同和園の橋本園長より電話があり、東北地方の惨状についての報告があったことです。その中で、宮城県沿岸部の悲惨な状況と支援を必要としている施設が多く存在しているとの報告を受け、共同して支援に入らないかとの言葉をいただきました。当時私は、何かしなければならぬと頭の中で考えているだけで、なかなか行動することができませんでした。それからは、他の機関(神奈川県、県高齢協、日本ユニットケア推進センター)からも毎日のように情報もたらされました。

そのような状況の中での橋本園長からの支援協力の要請は、私には天からの声のように思え、早速、職員全体会にて「法人として東日本大震災被災地に対する支援を行っていききたい。皆さんの協力が必要である。法人職員として関わりを持って欲しい」旨を話しました。職員は、支援することに対して全面的に協力してくれました。

支援組織として、プレマ会は、「特養をよくする会」に所属しておりましたので、京都の特養同和園、千葉の特養風の村、福祉楽団、奈良



女川町の状況(被災直後)



女川町の状況(2016年3月の状況)

のあすなら園及び京都市老人福祉施設協議会
派遣協力施設等と共同して支援に入ることになり
ました(6月から「東日本大震災共同支援ネット
ワーク」全国コミュニティライフサポートセンター
(以下CLC)へ組み込まれて活動をする)。

4月初旬より翌年の2月まで約1年間にわたり、
30名近い職員が、被災地に支援に入ってくれま
した。※下表は、派遣の状況

プレマ会ネットワーク派遣者リスト

No	派遣職員	入り日	戻り日	派遣先	職員備考	運転(行き)	運転(帰り)	物資備考
		3月24日	3月24日	うみべの家		古谷田・岩本		茨城大洗町へ衣料、飲料水等
1	大熊	4月7日	4月14日	特養おながわ		古谷田・阿部	古谷田	飲料水100L、衣料他
2	武井	4月7日	4月14日	特養おながわ		古谷田・阿部	古谷田	
3	大川	4月26日	5月2日	特養おながわ		古谷田	古谷田	入時木端50k、飲料水2L*80本
4	川島	4月26日	5月2日	特養おながわ		古谷田	古谷田	戻時、木端搬入1.5t
5	半澤	4月26日	5月2日	特養おながわ		古谷田	古谷田	
6	平本	5月12日	5月17日	特養春圃園		県派遣団		
7	南場	5月20日	5月26日	特養おながわ	そよ風職員	古谷田	古谷田	
8	花田	5月20日	5月26日	特養おながわ		古谷田	古谷田	戻時、木端搬入2t
9	中久喜	6月25日	6月30日	特養おながわ		青柳	古谷田	
10	三村	6月25日	6月30日	特養おながわ		青柳	古谷田	
11	大熊	7月16日	7月23日	老健つつじ苑		古谷田・高穂	古谷田	飲料水40L
12	大和田	7月16日	7月23日	老健つつじ苑	ニューバード職員	古谷田・高穂	古谷田	(戻)看護部長、ニューバード施設長
13	阿部	8月6日	8月13日	老健つつじ苑	そよ風職員	青柳	古谷田	
14	亀井	8月6日	8月13日	老健つつじ苑		青柳	古谷田	
15	天野	8月20日	8月27日	老健つつじ苑		古谷田	古谷田	入時、木端搬入2t
16	前川	8月20日	8月27日	老健つつじ苑	ロゼホーム職員	古谷田	古谷田	
17	石井	8月27日	9月3日	老健つつじ苑		青柳	古谷田	
18	関原	8月27日	9月3日	老健つつじ苑		青柳	古谷田	
19	小田原	9月17日	9月24日	老健つつじ苑		古谷田	青柳	(入)事務部長
20	寺西	9月17日	9月24日	老健つつじ苑		古谷田	青柳	
		10月18日	10月19日	桃生センター		古谷田・及川		木材のみ搬入1t
21	織田	11月12日	11月19日	特養春圃園	ニューバード職員	古谷田	古谷田	入時米20k、衣料
22	平本	11月12日	11月19日	特養春圃園		古谷田	古谷田	戻時米20k、衣料
23	武井	11月12日	11月19日	桃生センター	センター付雄勝	古谷田	古谷田	同春圃園米20k
24	八里	12月10日	12月17日	桃生センター	ロゼホーム職員	青柳	古谷田	
25	天野	12月10日	12月17日	桃生センター		青柳	古谷田	
26	青木英一	12月10日	12月17日	桃生センター	湘南くすの木職員	青柳	古谷田	
27	勇知秀和	12月10日	12月17日	桃生センター	湘南くすの木職員	青柳	古谷田	戻時米10kみかん1箱
28	岩崎	2012/1/14	2012/1/21	開成センター		古谷田	青柳	
29	大和田	2012/1/14	2012/1/21	開成センター	ニューバード職員	古谷田	青柳	
		2012/3/6	2012/3/7	開成センター		古谷田	古谷田	3/6おながわ特養、3/7南三陸町歌津つつじ苑、気仙沼特養春圃園 デイサービスモニュメント届ける

当時を振り返ると2011年(平成23年)3月24日に、最初にプレマ会独自支援として茨城県大洗町にある特養うみべの家に飲料水等を持って行きました。最初に行った被災地であり、大洗町に近づくと道路が歪んでいる所等もあり、運転には注意が必要な状況でした。施設に着くと、うみべの家の施設長にいろいろと話をさせていただきました。地震後、津波が駐車場までやってきて、もう少しで施設建物まで到達しそうであったこと、数日後に、大洗町より全入居者を町の体育館へ避難させるようにとの指示があり、その対応に困惑したこと等、話を聴くことができました。町からの避難指示は、外部から見ると当然のことと思えますが、施設として数日後には、特に問題なく過すことができる状態に回復し、飲料水等の一部の物資が不足しているくらいの状況であったそうですが、全入居者の避難は大変だったと話されていました。

その後、4月7日に宮城県女川町の特養おながわに支援職員2名と大和YMCA職員1名と共に車にて向かうために一路東北道を走るようになりました。その頃は、東北道を北に向かって走っている車両は、被災地支援の自衛隊車両や各都道府県より支援に入る消防や警察の車両がほとんどでした。その車両と同じように北に向かいました。途中、午後11時30分過ぎに宮城県沖を震源とするマグニチュード7.1最大



震度6強の余震が発生し、東北道を順調に走行していた車両は、福島インターより一般道に下ろされてしまう状況が生まれました。やっと朝方6時過ぎに、仙台市に入ることができましたが、電灯の明かりがなく、とくに被害の大きかった海岸地帯ではないにも関わらず、人々の暮らしを感じるできない状況でした。

仙台市内を抜け、石巻市に入るにつれ、津波の凄さを実感することになり、女川町に入る頃には現在の景色が見えなくなっていました。

特養おながわに到着するや施設長さんや職員さんから、状況確認をし、その晩から夜勤勤務の支援に入って欲しいとの話があり、プレマ会職員2名は到着直後から夜勤準備に入りました。私と大和YMCAの職員は、先行して支援に入っている同和園園長と女川町の様子と避難所がある石巻市桃生(ものう)地区に行きました。

最初に、避難所が置かれている桃生地区に向かいました。この地区には、被災地区から多くの人達が避難生活を強いられていました。ここでは、CLCの職員を中心として、全国から来られたボランティアの人達と共に、避難生活をしている人たちへの支援活動をしました。その後、桃生地区の避難所に風呂場が出来上がり、そこで燃やすための木端が不足しているとの話ももたらされたことから、神奈川の大和より、述べ5回、6.5トンを超える木端を届けました。

また、桃生地区の近隣に仮設住宅も建設されるようになり、ここで暮らしている方々との交流も生まれ、現在も交流を持っている方もいます。

次に、女川町市街地に向かいました。女川町の惨状は、壊滅的なもので、JR石巻線女川駅駅舎はなくなっており、鉄道車両1両がはるかかなたの傾斜地に停まっている(ひっかかっている)状態でした。市街地中心部に進むと、そこは何もない状態か、瓦礫が散乱している状態と

っており、自衛隊員等が懸命に捜索活動をしている状況を目のあたりにし、また、近くで家族を探しているであろう老婦と小さな男の子に会いました。

私は、その時のことを7年も経た今でも最近のことのように感じ、あの老婦と子どもに何も声をかけることができず、手助けできなかつた自分の存在を今でも考えてしまうことがあります。

特養おながわや桃生地区避難所での打合せを済ませた後に、車を福島に進めました。福島駅近くの宿泊先に入り、一夜を明かし、4月9日に南相馬市や飯館村に入りました。

南相馬市は、海岸部に津波が到達し、大きな被害を蒙っていました。ここでも、避難所に立ち寄り、私達にできることが何であるのかを確認する作業を行いました。南相馬の福祉施設関係者は、「現時点(2011年4月)では、私達も今後どうなるか分からない状態なので、他県からの支援をどのように受け入れてよいか分からない」との話がありました。石巻や女川とは異なる現実を垣間見た感じがしました。

南相馬市等は、東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう放射能汚染の影響を受け、当時の状況において、将来どのようになっていくのか皆目分からない状況にあることが、私にも伝わってきました。「何か支援が必要なことがありましたら、いつでも連絡をして欲しい」と伝え、その場を去ることしかできませんでした。

帰途に、飯館村にも入りました。4月9日の時点では、まだ、村での暮らしがありました。ただ、村内のマーケットに立ち寄ってみましたが、食料等不足している様子が手に取るように分かりました。村の名産である飯館牛があるかを尋ねてみると、もう何もない状態で、うかがってみると放射能の影響で、出荷が制限されている状態とのことでした。

飯館村：3月11日14:46 震度6弱

4月10日 この時点までに判明した人的被害、死者1名、行方不明者0人

4月11日 計画的避難地区に指定

5月15日 政府指定の計画的避難区域で計画的避難が開始

2017年3月31日 飯館村の帰還困難区域(長泥)を除いて避難指示を解除

以上が、初期段階でのプレマ会の動きです。その後、2012年3月まで、30名近い職員を現地支援に派遣し、法人が存在する市内の方々の協力により、飲料水300l、米70kg、木材(木端)6.5t等を現地に運ぶことができました。また、輸送のための車両(貨物自動車)も無料で提供していただきました。

その後、2014年8月に、福島県社会福祉協議会より南相馬市にある特養福寿園への支援要請があり、放射能の影響もあることを伝えたくて職員に支援協力について説明すると、2名の職員が手を挙げてくれました。9月下旬から10月中旬まで、1回10日間、2回に分かれて1人ずつ現地に入りました。帰ってきた職員からの報告で、震災から3年も経っているのに、何も解決していない状態があることを知ることになりました。

以上の経験をしましたが、2016年(平成28年)4月14日午後9時26分に熊本地方に震度7の地震があり、再び災害に襲われることになりました。熊本城の被害も大きく、熊本市を含めた地域に甚大の被害がありました。私たちは、この震災に対しても支援していくことになりました。

この時は、東日本大震災の時に関係を持った支援ネットワークが構築されていたので、その

ネットワークの中で動くことができました。職員を派遣する前に、管理者である施設長が現地に飛んで実態を把握するとともに、支援を必要とする人々の意向を確認する必要があると考え、まず益城町にある特養ひろやす荘に向かい、理事長、施設長と職員支援について情報を交換しました。5月のはじめでした。

ひろやす荘の場合、支援職員自身が寝具(寝袋)を用意する必要がありました。このような状況下でしたが、4名の職員が、5月中旬から下旬まで2週間近く支援に入ってくれました。

災害が発生することは良いことではありませんが、いつ、どこで同様なことが起きるか分かりません。このような体験は、私たちプレマ会にとって貴重な経験でしたし、貴重な学びの場であったと考えています。

この経験を私たちが生かし、今後の取り組みを構築していく必要があると思いました。

——プレマ会が考える地域貢献のあり方とは、どのようなものでしょうか。

2011年3月11日の東日本大震災以後、プレマ会が行った支援活動から見出された点は、生活支援を大きな役割として行っている福祉施設(高齢者施設、障がい者施設、保育園等の児童施設など)には、非常時の生活を支える専



門職が存在していることに気付かされたことでした。例えば、特別養護老人ホームには、生活を支える専門職としての介護職員がいて、生活者の生活を医療的な視点から支える専門職として看護職がいて、食事を通して生活者の栄養的視点から関りをもつ管理栄養士(栄養士)がいます。当然食事を提供する専門職としての調理師、相談業務や支援計画を専門的視点から考察する介護支援専門員や社会福祉士等、施設は多岐にわたる専門職によって成り立っています。忘れてはならないのは、経営運営の専門職で多角的見地から考えることができる施設長(福祉施設士)の存在も大きいということです。

このように生活を支えるための各種の専門的知識を有している集団は他に類を見ないといえます。

この集団の存在を大規模災害が発生した場合には、積極的に地域に発信していくことが必要であるといえますが、この発信をするためには、日常的な地域との関りを持つことが大切であり、社会福祉法人としての存在を地域の中で高めておく必要があります。

また、東日本大震災でも明白になっていますが、大規模災害が発生した地域と同一地域にある施設においては、支援ができない場合も現実としてあります。このことも想定し、他地域の法人や施設と連携をとっておく取組みも必要です。プレマ会が、一法人単独で女川や石巻、気仙沼、南相馬、熊本等へ支援ができたかといえば、できなかったと思います。

社会福祉法人が行う地域貢献には、いろいろな方策があり、多くの法人が今まさに実践しているところでは、その実践の一つの方法として、ここに上げた「災害時における支援」も意味があると考えます。

また、先にも述べたように「一法人」「一施設」でできることではなく、各々の法人、施設が持つ

ている強みを生かし、他の地域の法人、施設との連携が取れる体制構築が必要であるといえます。

私たち「日本福祉施設士会」に所属する会員は、全国に1000名を超えて存在しており、日本

福祉施設士会として、大規模災害における支援ネットワークを構築することにより、何時起こるかわからない身近な大災害に立ち向かうことができるのではないかと考えます。

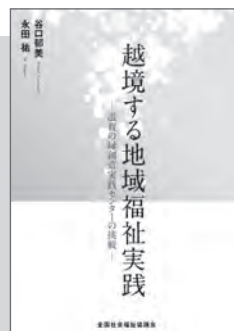
気づいた人が思いを持ち寄り創り出す地域福祉協働実践

越境する地域福祉実践

— 滋賀の縁創造実践センターの挑戦 —

2014年に民間福祉の有志で創設した「滋賀の縁創造実践センター」は、「自覚者が責任者」（糸賀一雄）を合言葉に、生きづらさを抱えて暮らしている人の現実から目をそらさず、できることの具体化に取り組んできました。家庭の事情等を抱えた子どもの夜の居場所づくり、社会的養護の子どもたちの自立支援など、制度のはざまにある課題解決のためのモデル事業や、分野や立場を越えた地域ぐるみのプラットフォームづくりなどを行い、大きな成果をあげてきました。本書は、取り組みの原点にある気づきを持ち寄り協働実践につないでいく場づくりなど、分野を横断した地域福祉協働実践を創り出すプロセスと可能性を明らかにする、「地域福祉実践にかかわる人」の必読書です。

●谷口 郁美 永田 祐 著 ●A5・204頁 ●定価 本体1,200円（税別） ●2018年1月発行



●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部 受注センター ■
受注 TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111
専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の
検索・注文ができる
ホームページ

福祉の本出版目録

<http://www.fukushinohon.gr.jp>

検索

もっとも障害の 重たい人たちと共に

(長崎県)
社会福祉法人山陰会 普賢学園 副園長

本田 尚久
(障-41期 No.5547)



1 私たち普賢学園が大切にしている想い

“もっとも障害の重たい人たちの事を考える事は、全ての人たちの事を考える事につながる。”私が感銘を受けたある記者の方の言葉だ。障害者支援施設 普賢学園では、年間30件から40件以上の入所の問い合わせを日本全国からいただく。緊急性が高く支援困難な事例も多く、重度の知的障害や行動障害のある方が大半だ。本人の生きづらさやご家族の悲痛な思いを伺う度に心が苦しくなる。“少しでもお役に立てれば”との思いでこの4年間で30数名の方を受け入れて来た。たとえ地域生活や家庭生活から一度離れてしまったとしても、いつか本人やご家族の望む生活を取り戻す。我々はそのために全力を尽くす。入所施設は障害福祉のセーフティネットであり、地域移行の起点であると私は考える。それは24時間365日障害の重たい人たちと共に歩む我々の責任でもあり、24時間365日障害の重たい人たちを支える職員が誇り

に思っている事でもある。

2 福祉の道へ

私が障害福祉の道を志すようになったのは中学生の頃である。園長をしていた祖父は質素で飾らず、人の生き方や心の在り方を通じて障害のある方の支えがいかにあるべきかを日々摸索していた。80歳を超えても学び続ける真摯な姿に私は強い憧れと尊敬の念を抱いていた。両親はどちらも世話焼きで、長年議員を務めた父は困っている人がいれば進んで手を差し伸べ、保育士の母は卒園した園児に気になる子がいればずっとサポートを続けていた。当時の私にとっては家族団欒を阻害されているようで、正直あまり面白いものではなかったが、今考えれば”地域を支える”事をごく自然に行っていた両親に対して改めて尊敬の念を抱く。そんな家族の姿を見て、私もいつか“福祉”という道を歩みたいと思うようになっていった。

将来この道へ進むうえで心身共に強く鍛えたいと考え、学生時代は体育会外洋ヨット部に入学した。荒れ狂う真っ暗闇の海で死を感じた貴重な体験、あきらめないこと、目標を叶えるには実現を願う強い思いが大切なこと、一生の仲間、日本代表として夢だった世界大会への参加。あの時、あの瞬間の経験が今の自分を支えている。2000年に「措置から契約へ」、「福祉はサービスへ」をスローガンに掲げた介護保険がスタートした。変遷する福祉制度がめざす“サービス”とは何かを学びたいと考え、卒業後は花卉(かき)業界最大手の企業に就職し、高級ホテルでサービス業やビジネスの基本を学んだ。サービス業の面白さにのめり込み、その後飲食店の立ち上げにも関わり、社長以下一丸となって7年の歳月をかけて、坪売り上げ60万円という驚異的なお店を築くことができた。

3 私が思う障害福祉サービスの課題

10年間のサービス業での経験を通じて思うことは福祉サービスといわゆる一般的なサービス業とは全く異質なものであるということである。大きな違いだと感じる点は、①経営的制約(価格・定員・人員配置・設備基準・提供サービス・対象者)があり、経営における選択肢が限られること②付加価値を価格に転嫁しにくいこと③費用と報酬の関係性が異なることである。

私がこの仕事に携わるようになり4年が経過したが、まず驚いたのが、“施設を利用できない、入れない”人たちの数の多さである。その中の多くの方が重度の知的障害や行動障害があり、それ故に福祉サービス確保が難しい。単純に需要と供給のバランスによる問題とも考えられる

が、それ以上に私はその課題の要因を福祉サービスの特異性とも言える③費用と報酬の関係性にあるのではないかと考える。通常、適切な費用と得られる報酬は比例する関係である(言葉が適切かはわからないが、いわゆるリスクとリターンの関係性)。しかし、福祉サービスにその関係性が取り入れられると“最も障害の重たい人たち”(格段の安全配慮が必要な方・常にマンツーマン支援が必要な方)が意図的に敬遠されてしまう可能性が出てくる。なぜならば利用者の支援度が増すにつれ、大幅な人員の配置と高いスキルと倫理観・それぞれの特性に対応した設備等の充実はもちろん、格段に高いレベルでの安全配慮義務や予見可能性が問われるからである。具体的にはマンツーマン支援での必要性がある利用者を支援する場合、最低でも1日に2.1人(日中8H×2人+夜間8Hの人員)程度の人員配置が必要であり、継続して安定した支援を行うためには、常時約3人の職員を確保しなければならない。障害の重たい方を支援するには当然より高いスキルと倫理観・人格が求められるため、人手だけ揃えば良いという話ではない。私自身も障害者支援に使命感を持って取り組みれば取り組むほど、経営の部分で一抹の不安やある種のジレンマを日々感じずにはおれない。

措置制度から契約制度に変わり事業所が様々な経営リスクを抱え込まざるを得ない状態になった。そのことが本来最も支援を必要とする重度の障害者への福祉サービス確保が難しい状態を引き起こし、福祉サービスを確保しやすい利用者との二極化が進む遠因となっているように考えられる。外部環境も地域ごとに大きく異なり、行政が福祉サービス確保

を家族・事業所と共に協働する地域もあれば、事業者や家族に丸投げの地域もある。医療に関しても残念ながら重度の障害者や行動障害のある方、県外出身の方の通院や入院の拒否、あるいは入院の条件として24時間体制での付き添いを依頼されることも少なくない。

障害者自立支援法以降、障害福祉は大きな変遷を遂げ、特に中軽度の障害者の生活は大きく変わったと思う。それは素晴らしい成果である。しかし、“最も障害の重たい人たち”にとってはどうだっただろうか。競争原理が進められる福祉サービスであるが、全ての国民の生活に欠かすことができない、等しく恩恵を受けられるべきライフラインとしての位置付けがまずもって重要である。特に重度の障害者への支援は準市場化した福祉サービスの中だけでカバーすべきではなく、行政、地域資源、家族、地域社会が役割や目標を明確にしたうえで互いに連携し合うことが非常に大切である。今後そのような仕組みを構築するうえで「和光モデル」は障害福祉でも一つのヒントになると思う。また、海外の事例として、デンマークでは、家族や支援者が困難な事例に遭遇した際、医者や専門家から組織されたサポートチームがアドバイスや現場で共に支援を構築し、地域生活を支える国の機関が存在するという。スウェーデンでは、どんなに重度の障害がある方でも、行政が障害者に対する責任として必ず住まいの場を見つけなければならず、もし見つけられない場合(そのよう

な事例はないらしいが)は国が罰金を当事者に支払わなければならない。昨年訪れた北欧で、私は“最も障害の重たい人たちの事を考える事は、全ての人たちの事を考える事につながる。”このことを徹底して推し進めている姿勢に悔しいながらも感服せざるを得なかった。

4 福祉が変える世界

制度以上に大切なのは“人”である。どんなに制度が充実しても、“人”が伴っていなければ空虚なシステムになってしまう。それは福祉の原点から大いにずれた異質な姿に違いない。福祉サービスは、究極のサービス業に成りえるポテンシャルを秘めている。いやそれどころか、人の苦しみ、喜び、人生にとことん関わるこの仕事はもはやサービスという概念を超越した深いものがある。だからこそ、この仕事には何物にも代えられない崇高な価値と使命がある。「この子を世の光に」。糸賀先生の有名な言葉だ。資本主義、グローバル化の進展により世界は分断と格差が止まらない。どんどん“余白のない窮屈な社会”になっている。こんな時代だからこそ、障害の重たい方たちの豊かな世界観が閉塞感漂うこの世の中に光を当てる事が出来るのではないかと本気で思う。福祉の仕事の価値や無限の可能性を広めていき、障害のある方を支える多くの仲間を増やして行きたい。

社会福祉法人の地域における 公益的な取組

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」は、改正社会福祉法 第24条第2項の規定に基づき、平成28年4月から、その実施が法人の責務として位置付けられました。

これに先立つ平成25年3月に策定された 日本福祉施設士会「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」には、

「法人・施設がある地域」に対して

5 地域への姿勢

行動⑨ 地域への福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

とし、地域への貢献について、積極的に取り組むよう定めているところです。

今回は、2つの社会福祉法人の地域における公益的な取組について紹介いたします。

1. 社会福祉法人みささぎ会での地域における公益的な取組について

社会福祉法人みささぎ会

理事長 奥田 益弘(大阪府、老-16期 No.2292)

2. 地域から必要とされる社会福祉法人であるために

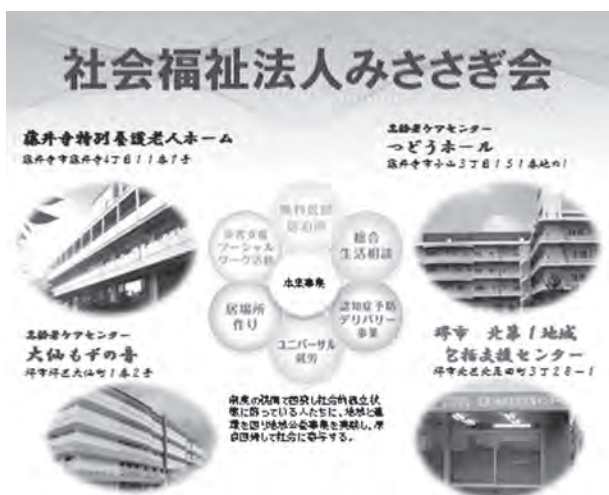
社会福祉法人ゆたか会 障がい者支援施設 清湖園

施設長 伴 英治 (滋賀県、老-28期 No.3865)

社会福祉法人みささぎ会での地域における公益的な取組について

(大阪府)

社会福祉法人みささぎ会 理事長 **奥田 益弘** (老 - 16期 No.2292)



1. みささぎ会の事業内容について

社会福祉法人みささぎ会は、大阪府藤井寺市にて昭和62年に設立し、その翌年50床の藤井寺特別養護老人ホームを開設。平成5年の新館完成で70床に増床。平成14年と平成24年には高齢者ケアセンターなどを開設し、それぞれ50床と80床の特別養護老人ホームを拠点として、在宅サービス、障がい者向けサービスを展開している。

社会福祉とは自助努力の及ばないところに発生する全ての生活問題に対して支援することであり、慈善・慈恵・利他の精神が根底にある。当法人は、社会福祉法人の持つ4つの特性(民間性・公的性・地域性・機能性)を活かして総

合相談事業を積極的に推進し、社会的孤立を深めている人々の居場所づくりを果たしてきた。

平成16年からは、生活困窮者レスキュー事業など総合生活相談といった社会貢献事業に着手。制度の狭間で困窮し、社会的孤立状態に陥っている人たちに、地域と連環を図り地域公益事業を実践し、原点回帰して社会に寄与する取組みを実践している。

平成18年より大阪大学大学院医学系研究科精神医学教室の協力により、認知症予防推進事業を開始。非薬物による認知症予防の研究と、その成果を活用したサービスメニューの開発に取り組む。

当法人は、先憂後楽を旨に、福祉の基本である「しあわせ」を追求し、心には「感謝」を、顔には「笑顔」を常に忘れることなく、精進することを信条としている。

行動指針： 一.探求と開拓
一.自立と挑戦
一.情熱と実行

誠実であることを誇りとし、情熱を傾け、いきがいのある世の中に寄与する。いつでも、誰でも、生活相談に応じる姿勢を示す等、本来の社会福祉活動に職員全員が本気で取り組んでいる。

2. 地域貢献活動～認知症予防の取り組み～

■デリバリー型介護予防教室

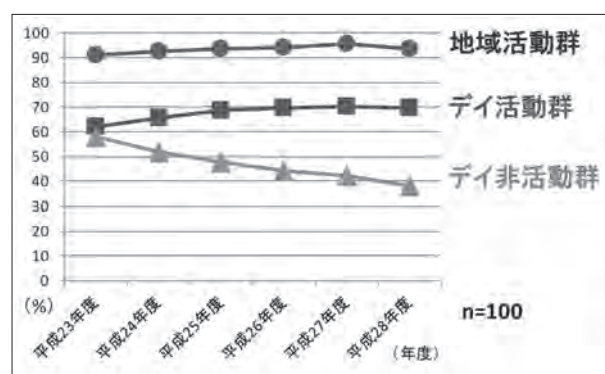
当法人では設立当初より、施設で待つだけでなく、施設周辺の各地域に積極的に出向いていく、いわゆる「デリバリー型の介護予防教室」を30年継続して実践している。区長や民生委員、児童委員、福祉委員の方のご協力の下、各地区の会館をお借りして、全15地区にて1回約2時間の枠にて、予約不要・参加無料で地域高齢者への啓発を行っている。月に3～4地区で開催し、毎年500名を超える方にご参加いただいている。実施内容は、転倒や骨折を防ぎ、寝たきりにならないような「転倒予防体操」、しりとり足踏みなどの頭と体を同時に動かす「デュアルタスク体操」、認知症や食中毒、オレオレ詐欺などの身近な話題を分かりやすく解説する「生活講座」、スーパーでの食材を買う順を考える



買い物ゲームやカードを集めてチームで熟語を考える「集団アクティビティ」など、地域のニーズに合わせて毎回異なる内容を提供している。また、集団認知機能検査を年1回実施し、記憶や言葉などの力がどのように保たれているか、生活の中でどのような工夫を行うと良いかといった参加者全員への個人報告書を作成。ひとこと日記や車のナンバー計算など、具体的な解説を交えることで、各参加者の日常生活に基づいた認知症予防を実践している。

■デュアルタスク 歩容トレーニング活動

当法人では、大阪大学大学院医学系研究科精神医学教室の数井裕光先生(医学博士)をはじめ、諸先生方との認知トレーニング活動の協働研究を10年以上継続。さらに、平成23年度より、大阪大学産業科学研究所の八木康史所長・副学長(工学博士)をはじめ、工学部の先生方と、高齢者の歩き方の様子、いわゆ



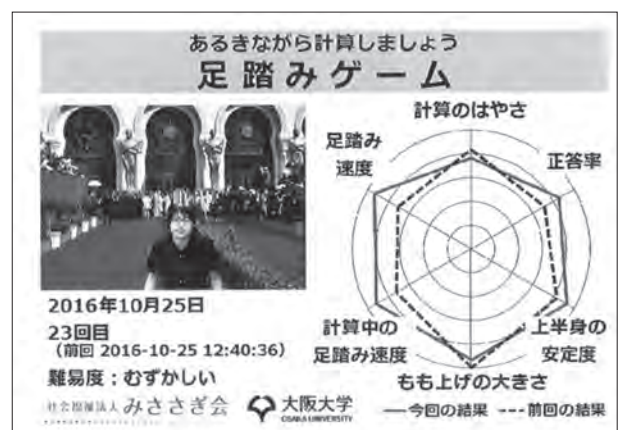
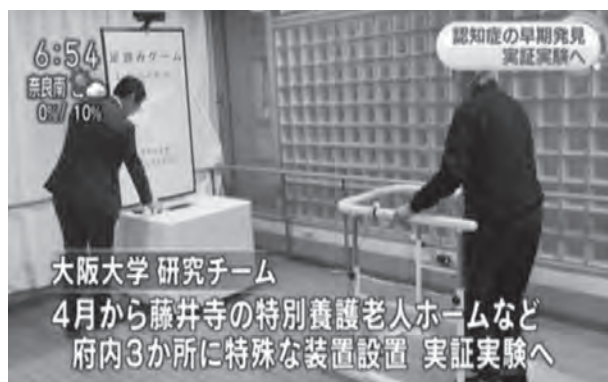
る歩容に関する研究・実践を行っている。

八木先生は歩容研究で国際的にも有名で、警視庁と連携し、防犯ビデオに映った歩き方のシルエットだけで犯人を特定するなどの社会貢献をされている。その技術を高齢者に応用し、計算課題(認知機能)と足踏み課題(運動機能)という異なる2つの課題を同時に行うデュアルタスクに取り組める機器を独自に開発した。歩容トレーニングと名付けた本活動は、1回2分で取り組めて、専用のカメラやセンサーにて計算の正答率や、もも上げの高さ、足踏みの速さなどを測定して即座に分析。活動後には測定された状態を活動報告書として、ご本人が自信を持っていただけるように担当の職員が分かりやすい解説を添えながらお渡ししている。

対象者はデイサービス利用者及び地域住民で、無料で誰にでも提供している。平成30年3

月現在で計200名の方が活動を継続しておられ、活動頻度の多い方は週4回、通算で300回を超える方もおられる。90歳を超えた参加者も多く、「最初はすり足やったけど、意識しても上げできるようになった」「計算に苦手意識があったけど、今では2ケタの計算も得意よ」など、楽しみながら頭と体を動かす習慣につながっている。

このように、できるだけ自分の力を維持して、「ボケたくない」という利用者や地域高齢者の切実な声に寄り添いながら、最新の専門技術を高齢者の生活に基づいた形で真摯に提供していくことで、地域ニーズ対応型の社会福祉法人としての活動を実践し続けている。



3. 地域貢献活動～総合生活相談の取組～

【活動実施の背景】

生活困窮者レスキュー事業の入口である総合生活相談を実施していく中で、住まいがなく、就労に就くことができない等の事例が多々あった。そのジレンマを解消するために、平成27年7月から無料低額宿泊事業を開始し、生活支援や就労支援を実施している。本事業は社会福祉法第2条第3項第8号に基づき、大阪府へ届け出済みである。法人の自主事業であり、建物、生活相談員等の運営経費は法人の全額負担である。

【実施内容】

無料低額宿泊所「尽心庵」は、住居がなく緊急を要する生活困窮者に対して、一時的な宿泊場所と食事を提供することで、社会生活にリトライできる環境を提供することとし、受け入れ後は、対象者に寄り添って伴走型ソーシャルワークができる環境を整え、行政の生活支援担当者やCSWや社会貢献支援員が社会資源として活用できるようになっている。

【尽心庵を利用する支援事例】

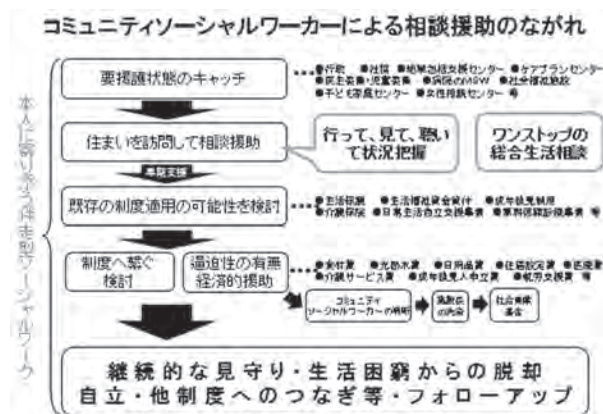
男性は、児童養護施設で育ち、中卒後は日雇い労働を転々。右足膝蓋骨骨折で失業中の対象者は弟宅で生活することに。弟は、日雇い労働で、男性の生活面での支援ができず、劣悪な環境の中、毎日の食事にすら困り、地域包括支援センターに相談。生活保護の申請について弟の同意を得られず、行政としてはすぐに支援ができなかったと言われた。生活困窮者レスキュー事業に取り組む担当区域の社会貢献支援員から連絡が入り、支援を開始。

◆無料低額宿泊事業での支援内容

- ・生活保護受給までの宿泊所の無料提供
- ・福祉事務所へのつなぎ、調整
- ・中間的就労の斡旋
- ・住居確保支援

- ・経済的援助(食材支援、宿泊所の提供、医療機関への送迎支援)

社会貢献支援員が弟宅を訪問し、面談後、宿泊所に男性同乗で荷物を搬入。男性の生活歴から挨拶等生活面でのサポートを行い、退所後の就労活動に繋げた。2度の骨折で医療機関にも送迎し、担当医の診断にも同席し経過を共有する。法人施設のデイサービスで中間的就労を経験。退所後、希望する職種で頑張っていると法人主催の「一步の会」で聴くことができた。



【実践から観えてくるもの】

自主事業である総合生活相談から新たなニーズを発見し、それに対応するために、さらに事業の展開をした。入口である総合生活相談を実施していく中で、出口である社会復帰に至る支援において、従来は中間的場所がなく

伴走型支援が困難であった。住まいの支援のみならず、総合生活相談、就労支援等の機能を持ち合わせ、いわゆる「相談者のたらいまわし」から脱却したワンストップの総合生活相談を実践した事例である。無料低額宿泊所の生活保護受給者の囲い込み等、無料低額宿泊所＝貧困ビジネスと問題がクローズアップされるなか、社会福祉法人が実施する本来事業としての支援体制を実践しているモデルである。

4. 結びに

社会福祉法人、社会福祉施設への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して、展開させるところに、社会福祉法人の使命があると言わねばならない。

たった一人の小さき者の幸せも確保されない

取り組みを福祉とは言わない。一人の幸せを確保する取り組みを実践することが福祉であり、21世紀型社会福祉法人の使命であると言える。

私たちは、これからの社会福祉法人の役割、使命(ミッション)について

『個の時代における様々な生活課題や生きづらさを抱える人々に対して、新しい形の協働・連携による個別支援を通して安心して暮らせる街づくりを推進すること』と定義付けた。

社会情勢、地域の変容するニーズに応えることが21世紀型社会福祉法人の在り方であり、実践することが求められている。

今後も『あったらいいな』という事業・サービスを開発し推進していく。

社会福祉法人制度改革対応版

社会福祉法人会計基準関係資料集

すべての社会福祉法人において、新たな会計基準による会計処理を適正に積み重ねていく必要があります。法人自らが順法性を確保し内部統制によるけん制の強化をすすめながら、経営の適正化を図り、持続的な質の高い福祉サービスを提供する責任が問われています。

こうしたなかで、社会福祉法人の会計処理に係る法令・通知等だけでなく、今般の社会福祉法人制度改革の主旨である経営組織のガバナンスの強化や事業経営の透明性の確保など、新しい会計処理の背景となっている考え方についても理解を深めることができるよう法令・通知を厳選して収載しています。

会計基準関係の法令・通知を網羅した実務者必携の一冊

最新版社会福祉協議会モデル経理規程、法人社協モデル定款も収載



- 全国社会福祉協議会 編
- B5判・1,289頁
- 定価 本体4,500円(税別)
- 2017年7月発行

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部 受注センター ■
TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111
受注専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協 社会福祉法人全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録 <http://www.fukushinohon.gr.jp>

地域から必要とされる 社会福祉法人であるために

(滋賀県)

社会福祉法人ゆたか会 障がい者支援施設 清湖園施設長 伴 英治 (老 - 28期 No.3865)

社会福祉法人ゆたか会は、琵琶湖の北西に位置し、関西電力大飯原子力発電所の「緊急時防護措置準備区域」(UPZ)が一部地域範囲内で半径50km圏内に全てが入る滋賀県高島市の北部圏域を主として事業を運営している。

当法人は「隣人愛」の精神のもと昭和48年に法人を設立し、翌年に特別養護老人ホーム清風荘を開設した。昭和57年に身体障害者療護ホーム清湖園を開設(平成18年新築移転)して、平成10年には小規模特別養護老人ホームやまゆりの里の運営を当時の高島郡朽木村から受託し、平成17年にはユニット型特養を増設して、現在、高島市の指定管理を受託している。平成3年以降、多様化する福祉ニーズに応えるべく、居宅介護支援事業、在宅介護支援センターを開設し、平成11年には、清風荘の新築移転と併せてケアハウスを開設した。平成23年には国の緊急整備事業補助金を受けて、高島市北部に地域密着型小規模特養と小規模多機能型居宅介護事業所さわの風を開設した。また一方で、平成8年に障害者生活支援センター「ほろん」を開設して、在宅障害者相談・就労支援として事業の拡大を図り、平成17年に働き暮らし応援センター、平成22年には障害者の方の働く場として就労継続支援B型「湖西夢工房」、平成25年に就労移行支援事業「湖西ゆめ企画」、平成27年には計画相談支援センターを開設し、現在6拠点32事業を運営している。

改正社会福祉法第24条第2項において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され平成28年4月から施行された。

その様な流れの中で、当法人の取組として、以下の活動を展開している。

1. 地域交流ふれあい事業

昭和63年夏に第一回が始まり、高島郡今津町の「福祉ゾーン」として、地域住民・施設利用者・近隣の社会福祉法人とその利用者などが会食やゲーム、カラオケ、盆踊り等で交流を図っている。時には参加者が500余名になることもあった。秋には文化祭を開催して地域の方々の懇談会を行い、地域にひらかれた社会福祉施設という理解を求めた。現在に至っては、他法人施設の移転や地域住民の高齢化・人口減少の影響で秋季に1回開催し、こども園の児





童を中心に施設利用者・地域住民の参加を呼びかけての交流会も、今年の秋で64回を迎えることとなる。

2. 音楽療法士の地域派遣

「昭和のうたピアノ弾き語りコンサート」と題して、平成26年度から毎年7回程度の公演事業を文化芸術会館で行っている。芸術文化を通して地域福祉の向上を図る事業として、高齢者を主な対象として介護予防の意味合いも含め、コンサートを開催している。平成29年度においては、9回の公演で延べ660余名の参加が得られた。依頼があれば可能な限りコミュニティ広場や他法人への出前も行っている。

3. 作業療法士の地域派遣

障がい者の社会参加のための環境整備として、地域リハビリテーション支援事業として対象者の動作指導、用具や環境面の助言を、毎年2～5回行っている。

4. フリースペースの活用(フリースペースゆったり・さわのそよ風)

子どもの背景にある家庭の困りごとやボランティアの呼びかけは、行政・社協と連携するなど、困っているお母さんや子どもを囲み、清風荘・清湖園の職員、スクールSW、市社協、福祉行政などがチームを作り、さまざまな事情をお持



ちの子どもさんを地域のボランティアの支援をいただき、2か所の事業所で運営している。



5. 地域との防災協定

防災倉庫を地域と共同で設置し、防災機材(発電機・投光器・テント・毛布・簡易トイレ・ブルーシート、マット類・折り畳み机・バール等工具類・ガスボンベ燃料・紙食器他)と備蓄食糧(非常用食料、飲料水)を整備し、防災・炊き出し訓練を毎年2回実施している。

6. 生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」運営委員会参画団体

7. 地域清掃活動の実施

8. 福島県相双地域等介護職員派遣(全国経営協)

平成24年度から平成26年度の3か年で延べ160人派遣

9. 地域における台風被害地職員派遣(平成25年9月台風18号)

10. 平成28年熊本地震にかかる支援(平成28年4月支援物資の提供)

これまでの主たる取組を挙げてきたが、日本社会は、第二次世界大戦後(昭和20年8月)、社会福祉事業の担い手として財団でもない社団でもない新しい法人を作る必要があった。地元の名士や篤志家が私財を提供して、これに応えたという経緯がある。昭和26年の社会福祉事業法(平成12年社会福祉法に改正)の制定とともに創設された「社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法第22条により設立された法人」が社会福祉法人という、そもそものおこりがあり、その22年後にゆたか会が設立された。本来行政が主となって行わなければならない

社会福祉事業を、先人は広い大きな志から行政指導のもと様々な縛りや足枷の中で英知を駆使し事業を存続してこられた。そして、私たちにその事業を託された。ゆたか会に関わられた先人の方々の「地域の困りごとをどうにかしなければという純粹な志」でここまでこられた揺るぎ無い事実とその土壤がある。

ゆたか会は、高度経済成長期の末期頃(昭和47年)から日本が経済大国と言われる中で今日まで歩んできました。そして、その高度経済成長の中で驕り高ぶり人間社会は、大きく多種多様複雑化してしまいました。そういった中で一つの現象として少子・高齢化社会を迎えた。子育て支援を含めた社会福祉・社会保障等様々な制度が変わる中で、社会福祉法人も経営組織の在り方(ガバナンスを高める)、財務運営の在り方(内部留保問題)、実施する事業の在り方(地域における公益的な取組)が今問われている。

最後に、私たちはこれまでの実績を基に更なる取組を行い、「地域の方々からあてにされる、社会福祉法人があつてよかった」と認識してもらい、今だからこそ その実現に向けて「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」を原則としてマネジメントに取組みたい。



平成25年3月14日

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

日本福祉施設士会

第1章 「福祉施設士」資格とは

発足しました。

(1) 「福祉施設士」資格の創設目的

○「福祉施設士」資格は施設運営(経営)上必要な知識を体系的に学ぶことで運営(経営)管理に欠かせない専門的な知識を習得し、福祉施設長の質向上を図ることを目的に、昭和51(1976)年に創設されました。

※昭和51年に第1回「福祉施設士講習会」(現在の福祉施設長専門講座)が開催されました。前年(昭和50(1975)年)に全国社会福祉協議会・福祉専門職小委員会がとりまとめた「社会福祉施設長など職員の資質向上策について」の中では、「社会福祉施設の運営管理の業務について、適正な運営をはかるべき施設長など幹部職員は、その特殊性に立脚した管理の専門知識を修得することは急務」との問題意識が示され、その対策(専門知識を修得する場)として講座は企画されました。

○福祉施設長の質向上を図るためには、“資格取得時のただ一度の学び”では十分ではなく、継続的な学びが必要であるとの問題意識より、講座修了生の団体として「日本福祉施設士会」が昭和54(1979)年に

○資格創設当時は、福祉施設長の質向上を図る仕組み、学ぶ意欲をもった福祉施設長およびその候補者に向けた体系的な研修機会は皆無でした。平成25(2013)年で講座開始から37年、会発足から34年が経ちますが、いずれも体系的な学びの場を求める福祉施設長に向けた研修機会確保をはじめ、福祉施設長の質向上への役割を着実に果たしてきました。

(2) 福祉施設士に求められること

○本会の運営内規(第2条)では、「**会の目的**」を「『福祉施設士』資格を有する者が、社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知を資すること」と規定しています。

○本会は昭和58(1983)年に、会員(福祉施設士)が守るべき基本的な行動を定めるものとして「**倫理綱領**」を設けました。

〔日本福祉施設士会「倫理綱領」(昭和

58年11月決定、最終改定平成21年3月)〕

- 1、福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2、福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3、福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4、福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

内容は、福祉施設士の ①利用者や社会への姿勢、②経営・管理する法人・施設への姿勢、③法人・施設がある地域への姿勢、④管理者としての自身の姿勢、といった福祉施設士としての基本的な姿勢を定めたものです。

(3)「福祉施設士行動原則」とりまとめの目的

- 会発足当時と比べ社会・経済状況が変わるとともに、社会福祉を取り巻く状況も大きく変化しました。福祉施設経営の面でも、利用者にサービスを提供するうえでなくてはならないことや、組織を運営するうえで整備しなくてはならないことにとどまらず、社会的な要請等を背景に求められることも増え、その範囲は広がっています。それにともない、福祉施設長が取り組むべき課題も増えています。
- 加えて、高齢化の進行や家庭・地域環境の変化により福祉サービスの利用者が増え、あわせて福祉従事者をはじめとしたス

テークホルダー(利害関係者)も多様化しました。福祉施設(事業所)の数も、第2種社会福祉事業を中心に社会福祉法人以外の主体による小規模なものが増えていきます。

- 規制緩和を志向する考え方に基づく「福祉施設管理者の要件を緩和すべき」との意見がある一方で、利用者の権利侵害や過度な利益追求に走る事業体の例も散見されます。

- 以上の現状からも、福祉施設の質を左右するキーパーソンである福祉施設長の質の確保・向上を図ることが必要であり、福祉施設士がその実現に主たる役割を果たしていくべきと考えます。福祉施設士がいる福祉施設は安心・安全なサービスが行われているとの評価を得ていくことこそ、福祉施設士資格の認知向上につながるものです。

- 福祉施設長の質向上をめざす体系的な学びの場たる「福祉施設長専門講座」や「日本福祉施設士会」は、30余年前の創設時以上に必要とされる環境にあると考えられます。福祉施設長専門講座を受講することでの研鑽、日本福祉施設士会会員としての地域・社会での活躍が、これまで以上に求められます。

- 今あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を会員一人ひとりが再確認し、その自覚的な取り組みを促進するための指針(「福祉施設士行動原則」)をとりまとめることとします。

第2章 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

○あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を確認し、会員一人ひとりの行動の指針として、本章では会員（福祉施設士）に求められる**行動原則**（「**福祉施設士行動原則**」）を整理します。

○内容は、本会「倫理綱領」の4項目を基本とします（第1章(2)参照）。倫理綱領が定める基本的な姿勢に即して、それぞれ福祉施設士が利用者や社会等に向けて求められる行動を明示するものです。

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

<「利用者や社会」に対して>

1、利用者への姿勢

行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

2、社会への姿勢

行動③ 透明性を高め積極的な情報

公開・提供を進める

行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

<「経営・管理する法人・施設」に対して>

3、組織への姿勢

行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

行動⑥ 新たな課題に挑戦する

4、職員への姿勢

行動⑦ 福祉人材の育成に努める

行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

<「法人・施設がある地域」に対して>

5、地域への姿勢

行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

<「管理者としての自身」に対して>

6、自己への姿勢

行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

DSWI スクエア

第30回日本福祉施設士会関東甲信越静ブロックセミナー報告

第30回関東甲信越静ブロックセミナーを、去る11月6日～7日の2日間、長野県のホテルメトロポリタン長野を会場に、関東甲信越静ブロックの各県の他、高知県、福岡県、熊本県等から総勢166名の参加を得て盛大に開催した。

今回の社会福祉制度改革により社会福祉法人、社会福祉施設は「地域共生社会」への貢献を責務と位置付けられている。社会福祉施設は、施設機能を生かし、良質なサービスの提供が継続して行えるよう、地域住民、関係機関・団体とも連携しながら、地域の実情を踏まえ、地域の安心安全な社会の創造に努力し、社会的責任を果たさなければならない。

今回のブロックセミナーでは、多面的視点で社会福祉施設の在り方を探っていただく機会として、施設長として知恵を生かし「地域共生社会」を実現していけるよう、「地域と連携し社会責任を果たしていくために共生しよう!安心安全の社会を創造しよう!」をテーマとした。

開会式では、川上淑江長野県福祉施設士会会長より歓迎の挨拶があり、続いて主催者挨拶をブロック長である日本福祉施設士会会長高橋紘氏が行った。来賓には、長野市副市長樋口博氏、長野県社会福祉協議会事務局長原佳正氏、長野県議会議員風間辰一氏にご臨席賜り、それぞれにご祝辞をいただいた。

開会式終了後、日本福祉施設士会会長の高橋紘氏の基調講演をかわきりに、長野県副知事の中島理恵氏を講師に「福祉施設と持続可能な地域づくり」、独立行政法人福祉医療機構の本地央明氏より「制度改革後の社会福祉法人の経営について」、福山大学客員教授の田中秀征氏より「今後の政治の展望」を演題として講演をいただいた。

初日の研修終了後に行われた交流会には、多くのご参加をいただき、長野県内外で活躍されているプロのフルート、チェロ、ピアノ奏者を招き、交流会に色合いを添えた。

2日目は、株式会社信州スポーツスピリット代表取締役社長の片貝雅彦氏より「クラブ経営におけるグローバル戦略」を演題として講演をいただいた。

終了後、閉会式を行い、川上長野県福祉施設士会会長より、御礼の言葉と、次期開催県となった千葉県の井本義孝千葉県福祉施設士会会長よりご挨拶があり、盛会のうちに終了した。

セミナーの終了後、松代、小布施探訪が行われた。松代方面には20名、小布施方面には19名の方にご参加いただいた。松代方面では、松代城址、真田邸、象山神社を巡り、歴史が色濃く残る町並みを散策。小布施方面で

は、北斎亭、北斎館、岩松院を巡り、江戸時代後期を代表する浮世絵師の葛飾北斎の肉筆画から巨大な天井絵までを鑑賞いただき、2日間にわたる全日程を終了した。

1. 基調報告「施設長のキャリアパスを考える」

日本福祉施設士会 会長 高橋 紘

「施設長のキャリアパスを考える」をテーマに、社会福祉法の改正から新たに社会福祉施設に求められること、福祉施設士に課せられた使命を確認し、リーダーとしてスキルアップしていくための意義ある基調講演であった。



日本福祉施設士会 高橋紘会長

2. 「福祉施設と持続可能な地域づくり」

長野県副知事 中島 恵理氏

人口減少と少子高齢化を迎えるにあたり、誰もが役割を持ち活躍できる社会をつくり、一つの



長野県副知事 中島恵理氏

拠点や活動が様々な人の福祉向上に繋がる社会をつくっていく必要性について講演いただいた。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉施設の役割について事例を紹介しながら説明していただき、地域創生のための人材確保に向けた取組みをご紹介いただいた。

3. 「制度改革後の社会福祉法人の経営について」

独立行政法人福祉医療機構 本地 央明氏

社会福祉法人の経営について、社会福祉法人制度改革の振り返り、安定して経営していくために必要な舵取り、判断をしていくための講演をいただいた。黒字経営ができていない法人の特徴や、雇用の安定化などデータをもとにした考察を交えながら、今後の社会福祉法人がどのような経営展開をしていくべきかを学べる講演であった。



独立行政法人福祉医療機構 本地央明氏

4. 「今後の政治の展望」

福山大学客員教授 田中 秀征氏

1983年衆議院議員初当選。1993年新党さきがけ結成、代表代行。細川政権の首相特別補佐。第一次橋本内閣で経済企画庁長官などを歴任。現在、福山大学客員教授、「民権塾」塾長を務める。田中角栄氏から安倍政権にかけての政治家の活躍を中心に、現在の政治の



福山大学客員教授 田中秀征氏

動向を多面的に、かみ砕いて説明いただいた。

5. 「クラブ経営におけるグローバル戦略」

株式会社信州スポーツスピリット

代表取締役社長 片貝 雅彦氏

米国バスケットボール独立リーグABAの創設運営スタッフとして勤務。帰国後、信州スポーツスピリットに入社。バスケットボールで世界最高リーグNBAが、社会貢献、徹底した選手評価

を行い、ビジネスとして成功した事例を紹介。そして、ブレイブウォリアーズのローカルでグローバル、地域愛着活動をモットーにした事業展開を紹介。チーム名「信州」へのこだわり、チームカラー、マスコット、ロゴに関する紹介やチームを全国に売り込んでいく戦略など、スポーツ業界の地域貢献や、経済活性化を学ぶ機会となった。



信州スポーツスピリット社長 片貝雅彦氏

日本福祉施設士会 九州・沖縄ブロック 平成29年度 海外研修報告

※ 『福祉施設士323号(2017年12月号)』の「リーダー・躍動!」の中で紹介した、九州・沖縄ブロックでの「海外研修」について、その詳細を報告する。

九州・沖縄ブロックでは、海外視察研修を平成29年11月18日から11月23日までの日程で、フランス・パリ市近郊で実施し、添乗員を含め10名が参加した。

本ブロックでは、「福祉の原点を学ぶ」という趣旨で、これまでアジアの福祉施設を対象に毎年視察研修の機会を設け実施してきたが、今回は10回目の節目でもあることから、福祉の先進事例を学ぶという視点で、初めてアジア圏外

での実施となった。以下、研修内容の概況を報告する。

【研修概況】

海外視察研修も10回目となり、事業自体は継続することができたが、回を重ねるごとに参加者が少なくなっており、事業継続の危機感もあったので、視点を変え起死回生を図るべく初めてヨーロッパを視察先とした。

今回の訪問先フランスはこれまでで最も遠距離で、仁川経由で空路10数時間を要し、毎度のことながらハードな日程であった。当初、高齢者施設、障害者施設を訪問する予定であったが、障害者の施設は先方の都合で急遽キャンセルとなり、高齢者施設と併設された保育所を持つ「Residence de L'Abbaye」という複合施設を訪れた。公立の施設ということだが、日本でイメージする公立とは程遠く、設備面はもとより業務内容等で大きな違いがみられた。

閑静で広い敷地に建てられたこの施設には、ブティック、アトリエ、レストラン、シアター等が併設されており、利用者にとっての快適な生活環境が設定されており、その中で質の高いサービスが提供されている様子を見ることができた。一通り施設内を見学した後は、昼食を挟んでの懇談、懇親の機会が設けられ、活発な意見交換の場となった。

今回は、歴史や文化の違いによる福祉施設の在り方や捉え方に触れることで、大いに学ばされる視察研修であった。

【団長所感(団長：岡田好清)】

少子化が年々進む我が国と対照的に、フラン

スの合計特殊出生率が2.01という先進国としては異例ともいえる状況は、最近よく言われており、かねてより実際どうなっているのか知りたいという思いを持っていた。そのことばかりではないが、今回訪問先をフランスにしたことで、これまでとは次元の異なったカルチャーショックを感じた。

三色旗に象徴される「自由・平等・博愛」の精神が、自由と個人の尊重を前提とした施設運営に貫かれていること、食事もゆっくり時間をかけるなど人生を楽しむことが優先され、時間に追われる私たちとは対照的で文化の違いを考えさせられた。

全般にハードな日程ではあったが、参加者一同、施設職員のレクチャーにも熱心に耳を傾けメモを取り、真摯に研修と向き合っていた。施設側の配慮で、食事会も設けていただき、和やかな雰囲気の中で活発な意見交換ができ、交流を深めることができた。

最後に、私たちを快く受け入れ大歓迎していただいた施設長はじめスタッフの方々に改めて感謝したい。また、通訳の高綱様、いつものことながら日程全般にお世話いただいたスクエアの安達様にもお礼を申し上げたい。

また、今回の時視察を受け入れていただいた





方々を含む20名を超える皆様がフランスから来日され、平成30年3月5日(月)、本会事務局(東京都千代田区・新霞が関ビル)を訪れ、本会古谷田紀夫副会長と懇談を行った。日本福祉施設士会の説明や日本の介護保険制度や古



谷田副会長の所属する社会福祉法人プレマ会の老人福祉施設における職員体制や処遇、ボランティアの受け入れ等について2時間弱にわたり、懇談を行った。ブロックにおける事業から、国際交流が生まれた。



あんな

日本福祉施設士会

2月～3月の活動報告

日付	内容
2月5日(月)	広報委員会
2月22日(木)	生涯研修委員会
2月28日(水)	総務委員会(第3回)
3月15日(木)	理事会(第3回)
3月15日(木)	代議員会(第3回)

会議報告

広報委員会 2月5日(月)

広報委員会では、①平成29年度広報事業の進捗報告、②30年度広報事業について検討を行った。特に②に関連して、メールマガジンの配信アドレス登録の増加を図ることや、本会の魅力を発信する広報内容の充実について確認した。

生涯研修委員会 2月22日(木)

生涯研修委員会では、①平成29年度生涯研修事業の進捗報告、②30年度生涯研修事業について検討を行った。②について、参加者数が減少傾向にある中で、プログラムの充実や、より一層の参加勧奨を図ること等についての意見があり、研修会日程案とともに第3回代議員会に提案することを確認した。

総務委員会(第3回) 2月28日(水)

総務委員会では、①平成29年度事業の進捗状況および決算見込の報告、②30年度事業および予算、③組織強化に係る運営内規等

会則の改正について検討を行った。②に関連して、福祉施設士資格及び本会のあり方、会員増や組織強化に向けた取り組み等について意見交換を行い、「事業計画予算」(案)ならびに、会則の改正(案)について、第3回代議員会に提案することを確認した。

理事会(第3回) 3月15日(木)

代議員会(第3回)での報告事項ならびに上程議案について、確認を行った。

【報告】

平成29年度事業進捗状況について

【議案】

- ①平成29年度第一次補正予算(案)について
- ②平成30年度事業計画(案)について
- ③平成30年度予算(案)について
- ④運営内規等の改正について

代議員会(第3回) 3月15日(木)

代議員会に以下の4つの議案を上程した。審議を得て、全議案について原案どおり承認された。

第一号議案：平成29年度第一次補正予算(案)について

第二号議案：平成30年度事業計画(案)について

第三号議案：平成30年度予算(案)について

第四号議案：運営内規等の改正について



平成30年度事業計画を説明する高橋紘 会長



閉会の挨拶をする岡田好清 副会長

平成30年度事業計画について

平成30年度、本会では、平成29年度に立ち上げた「福祉施設士」実践プロジェクトによる実践事例の収集や公表を進めるとともに、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、各種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」資格について、社会福祉法人・福祉施設関係者の理解促進と社会からの認知向上を図っていくことや、会員の実践力向上と発信力強化に向けた取組みを推進するとともに、平成31年度の会創設40周年を視野に入れた組織体制や事業の見直し、財政等の健全化に向けた取組みを推進していくこととした。

「名誉会員」の新設と申請について

第3回代議員会において運営内規等の改正を行い、新たに「名誉会員」を新設した。本来、本会会員は生涯会員であるが、施設を退職することを理由に本会を退会する会員が毎年相当数いることから、退職後も生涯研修を目的とする本会の活動に継続して参画していただくことを趣旨としている。

「名誉会員」の会費は、年間5,000円とし、そのためには、様式による申請が必要となる(本会ホームページの「諸規程・様式集」の中に収載している。「様式4」により申請)。

日本福祉施設士会 平成30年度事業計画

改正社会福祉法が本格施行され、社会福祉法人制度改革の実現に向けた着実な事業推進が求められている。また、国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が地域において生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。福祉施設士には、これらの施策に主体的に取り組む実践者としても力を発揮し、地域により積極的に貢献していくことが求められている。

また、福祉施設士は、全社協「福祉施設長のあり方に関する検討会」報告書や本会「福祉施設士行動原則」におけるこれからの施設長のあり方を踏まえ、福祉施設の経営管理の専門資格者として、その実践を行っていくことが重要である。

本会は、1979(昭和54)年度の発足以降様々な事業を展開してきたが、現在、組織の活力低下、会員数の減少に直面している。また、社会福祉関係者や社会全体での「福祉施設士」の認知についても十分とは言いがたい。今後、これまで以上に会員一人ひとりの実践力を高め、社会全体の福祉向上に寄与し、その成果を発信することで、社会福祉関係者及び社会に向けた「福祉施設士」及び本会の認知を高める取り組みが極めて重要であり、本会の存在意義にもかかる課題となっている。

本会ではこうした情勢認識に立ち、平成30年度は以下の事業に取り組む。

平成30年度事業の重点

(1) 「福祉施設士」実践向上プロジェクトの継続的推進

本会会員による実践の一層の促進に取り組み、実践事例の収集と発信を進める。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、各種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」資格について、社会福祉法人・福祉施設関係者の理解促進と社会からの認知向上を図る。

(2) 会員の実践力向上と発信力強化に向けた取り組み推進

生涯研修事業及び広報事業を通して、本会会員の実践能力の向上と成果の発信力強化に向けた取り組みを推進する。

(3) 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

平成31年度の本会創設40周年を視野に入れ、組織体制や事業等の見直しについて引き続き検討を進め、本会事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

1. 「福祉施設士」実践向上プロジェクトの継続的推進

外部関係者も交えた「プロジェクトチーム」を編成し、実践事例の収集と公表を進める。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」の今日的な役割の発揮について、社会福祉法人・福祉施設関係者に周知、理解促進を図り、もって資格と本会に対する社会からの認知向上を図る。

2. 生涯研修事業の推進

施設の経営管理に必要な知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得及び能力向上を目的とした研修会を開催する。

(1) 施設長実学講座の開催(計5回)

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

(第1回)「労務管理と人材マネジメント」

平成30年7月19日(木)～20日(金)

(第2回)「基礎から学ぶ会計実務」

平成30年8月23日(木)～24日(金)

(第3回)「災害対策と施設長の危機管理」

平成30年9月25日(火)～26日(水)

(第4回)「地域における公益的な取組を進める施設長の役割と実践」

平成30年10月24日(水)～25日(木)

(第5回)「施設長の情報管理と広報におけるマネジメント」

平成31年1月21日(月)～22日(火)

会場は、全て全社協・会議室(東京都千代田区)、定員は各60名。

(2) 全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第40回全国福祉施設士セミナー」を開催する。

テーマ：「福祉施設士の存在感をどのように高めていくか(仮称)」

開催期日：平成30年8月6日(月)～7日(火)

会場：全社協・灘尾ホール

定員：150名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力を強化し、都道府県福祉施設士会活動の充実に向けて支援する。

3. 広報・情報提供体制の強化

各種制度・施策にかかる情報提供をはじめ、福祉施設の日常的な運営管理に活用できるマネジメント手法や、会員施設の実践と工夫点等を共有する。また、「福祉施設士」の活動成果を社会福祉関係者及び社会に周知する取り組みを強化する。

(1) 会報「福祉施設士」の発行(年間6号)

会報「福祉施設士」を隔月で発行する。テーマに沿った会員実践を特集として紹介するとともに、組織や地域の牽引役の自覚を高める「リーダー・躍動」や、施設の経営管理にかかる知識や技術の向上をはかる「誌上講座」を連載する。また、ブロック・都道府県組織活動や本会事業についての情報提供を行う。会報は発行後、PDFファイルにてホームページで公開する。

(主な誌面構成)

○「リーダー・躍動」

人・組織・地域の成長を導くリーダー像を描きながら、福祉施設士に求められる考え方や行動について有識者からの提言を行う。

○「福祉施設士のめざすもの」

福祉施設士への想いや具体的な取り組みなどについて、会員個人々の歩みを踏まえて発信する。

○「特集」

年間テーマを「福祉施設士行動原則の実践」とし、会員実践をはじめ、福祉施設管理者に求められる共通的な知識・技術等を学ぶ。

○「誌上講座」

人事、労務、財務等、福祉施設の経営管理に求められるマネジメントの事例やポイントを発信する。

○「あんてな」、「DSWIスクエア」

本会事業(会議、研修会)や都道府県組織活動の情報を発信する。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業および地方組織の活動等について、ホームページを活用して発信する。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を月1回発行する。日常業務の確認「今月のチェックリスト」、他分野の基礎知識「時事／用語解説」、「リレーコラム」、その他時宜に合った情報提供を掲載する他、随時臨時号を発行し、研修等の案内周知にも活用する。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

会報「福祉施設士」にて、年間を通じて会員施設の取り組みを掲載する。また、「福祉施設士行動原則」に示した各姿勢・行動にかかる会員実践を収集・発信するとともに、調査研究事業を通じて、同原則の活用方法を把握し、会員間での共有を図る。

(1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員のメールアドレス登録と併せて施設種別以外の職種等の属性傾向についても把握し、会員実践の発信を強化する。

(2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進に資するため、会員の取り組み状況および同原則の活用方法を把握し、会員間での共有をはかる。

(3) 福祉QC活動

以下の研修会等を行う。

①「第23回『福祉QC』入門講座」の開催

開催期日：平成30年6月12日(火)～13日(水)

会場：全社協・会議室

定員：90名

内容：福祉QC活動の目的に加え、活動のポイントについて演習形式で学ぶ

②「第29回『福祉QC』全国発表大会」の開催

開催期日：平成30年11月26日(月)～27日(火)

会場：全社協・灘尾ホール、会議室

定員：140名(40サークルの発表を募集)

発表事例：各施設における業務改善や利用者支援にかかるQCサークル活動事例

③「福祉QC」を用いた活動実践の共有

「福祉QC」を用いた活動実践を収集し、会員間で共有することで、福祉QC活動の促進につなげる。

④改善(福祉QC)活動個別指導講座

関東甲信越静ブロックにおける開催を支援する。

(4) 社会福祉関係法制度見直し等への対応

社会福祉法人制度改革をはじめ、各分野の制度改正の動きに適宜対応する。

5. 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

入会および会員の定着促進、都道府県組織の基盤強化、財政の再建など直面する課題の解消にむけた取り組みを行うとともに、組織体制や事業の見直しについて議論を進める。

(1) 組織体制・事業の見直し、財政の健全化

本会の組織体制や事業の見直しについて継続的に検討を進めるとともに、引き続き財政の健全化を図る。

(2) 会員増に向けた取り組み

福祉施設長専門講座修了者に対して本会から入会の案内を行うとともに、都道府県組織を通しての加入促進を進める。

第42期(平成29年度)講座修了者に対しては、研修会の開催案内等を送付し、研修機会の提供と加入促進を図る。第43期(平成30年度)講座受講者に対して、会報誌や研修会開催案内等を送付し、修了後の入会につながるよう情報提供に努める。

全社協・出版部と協力して書籍の会員割引販売を期間限定で実施する。

地域における福祉施設士資格認知の向上に向けて、会員名刺や会員施設表示板の普及に努める。

(3) 都道府県組織の支援

各都道府県内での広報にむけ、会報を都道府県組織に配布する。また、ブロックセミナー開催に対する助成および本会役員の派遣を行う。

都道府県組織から活動計画・予算ならびに活動報告・決算の提出を求めた上で、都道府県組織強化に向けた助成(会員あたり@1,000円)の実施について検討を行う(必要に応じて、平成30年度補正予算にて対応)。

(4) 会務の運営

代議員会、理事会および各委員会を開催する。

また、全国社会福祉協議会の専門職員組織として、政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会への委員としての参画を通じて、全社協事業へ参画する。

●日本福祉施設士会 平成30年度資金収支予算書

(単位:円)

勘定科目	当年度予算(A)	前年度予算(B)	増減(A)-(B)
事業活動による収支(収入)			
収入			
会費収入	16,650,000	16,650,000	0
事業収入	14,180,000	9,604,000	4,576,000
参加費収入	13,970,000	9,394,000	4,576,000
資料・図書等頒布収入	90,000	90,000	0
広告料収入	120,000	120,000	0
受取利息配当金収入	2,000	2,000	0
受取利息配当金収入	1,000	1,000	0
積立資産受取利息配当金収入	1,000	1,000	0
その他の収入	100,000	187,000	△87,000
雑収入	100,000	187,000	△87,000
事業活動収入計(1)	30,932,000	26,443,000	4,489,000
支出			
人件費支出	7,744,000	7,769,000	△25,000
派遣職員費支出	1,244,000	1,269,000	△25,000
人件費負担金支出	6,500,000	6,500,000	0
事業費支出	19,735,000	19,071,000	664,000
諸謝金支出	2,756,000	1,770,000	986,000
旅費交通費支出	7,151,000	7,037,000	114,000
役職員旅費交通費支出	6,680,000	6,953,000	△273,000
委員等旅費交通費支出	471,000	84,000	387,000
消耗器具備品費支出	339,000	524,000	△185,000
印刷製本費支出	2,770,000	2,519,000	251,000
通信運搬費支出	1,607,000	1,754,000	△147,000
会議費支出	814,000	642,000	172,000
資料図書費支出	36,000	24,000	12,000
広報費支出	780,000	780,000	0
業務委託費支出	226,000	179,000	47,000
手数料支出	210,000	180,000	30,000
賃借料支出	2,963,000	3,579,000	△616,000
雑支出	83,000	83,000	0
事務費支出	577,000	567,000	10,000
事務消耗品費支出	15,000	15,000	0
印刷製本費支出	100,000	100,000	0
通信運搬費支出	250,000	250,000	0
手数料支出	200,000	200,000	0
租税公課支出	2,000	2,000	0
渉外費支出	10,000	0	10,000
販売原価支出	15,000	15,000	0
分担金支出	50,000	50,000	0
助成金支出	1,050,000	1,050,000	0
負担金支出	1,376,000	1,376,000	0
その他の支出	0	87,000	△87,000
事業活動支出計(2)	30,547,000	29,985,000	562,000
事業活動資金収支差額(3=1-2)	385,000	△3,542,000	3,927,000
施設整備等による収支			
収入			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
支出			
施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	0	0	0
その他の活動による収支			
収入			
その他の活動収入計(7)	0	0	0
支出			
積立資産支出	1,000	1,000	0
その他の活動支出計(8)	1,000	1,000	0
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	△1,000	△1,000	0
予備費支出(10)	0	0	0
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	384,000	△3,543,000	3,927,000
前期末支払資金残高(12)	6,617,000	10,160,000	△3,543,000
前期末支払資金残高	6,617,000	10,160,000	△3,543,000
当期末支払資金残高(11)+(12)	7,001,000	6,617,000	384,000

メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！

日本福祉施設士会では、「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を毎月1回(その月の1日)発行しています。「今月のチェックリスト」「時事／用語解説」「リレーコラム」の他、事務局からのお知らせを掲載しています。

アドレス登録・変更・解除は、本会ホームページから専用の登録ページに進んでいただくことで各会員が簡単にできるようになっています。そこで、これまでのメールマガジンを掲載しますので、メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう。

メールマガジンの見本を掲載します

日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン No.24
2018.4.1

★新年度を迎えて！

.....

もくじ

- 1) 今月のチェックリスト
：新年度を迎えて
 - 2) 時事／用語解説
：保護司
 - 3) 会員リレーコラム
：東京都 高橋 利一さん
 - 4) 学びの「一言」
- *本号本文は約4,200文字です。

▼.....

- 1) 今月のチェックリスト
：「新年度を迎えて」

- 組織全体による「見直し」後の「新年度事業計画」を周知しましょう。
- 新任・中途採用職員への研修計画は、全職員への理解と周知が必要。
- 施設長の役割・責任とリーダーシップについて組織全体に「周知」しましょう。

【解説】

新年度のスタートに際し、自法人・施設の「これからの1年間の方向性を示した指針」の確認を全職員とともに共有化するミーティングがあり、通常は4月上旬ごろに開かれます。昨年の「事業計画等」の「改善のため追加や見直し等」がされた「中長期計画を踏まえたその年度の実業計画」が共有されることとなります。改めて施設長等は、全職員に向けて新年度事業計画を説明することによって、初めて、「新年度」がスタートすることとなります。

言ってみれば、3月は「別れの季節」、4月は「出会いの季節」となり、全職員それぞれの新しい年度における抱負がスタートすることとなります。PDCAを回すべく「新年度の事業計画」が策定されていますので、責任者である施設長の役割とリーダーシップがこの1年間に大きく問われていくこととなります。

- □組織全体による「見直し」後の「新年度事業計画」を周知しましょう。
 - ・前年度「事業計画」の見直しに沿って新年度事業計画が作成されますが、特に「理念・方針・目標」の「見直し」があった場合、機会ある毎に職員・利用者・地域に対して「周知」と同時に確認されていく必要があります。
 - ・「見直し」した事柄を法人・施設のステークホルダーに対し、信頼を勝ち得るために、しっかりと説明することです。

- □新任・中途採用職員への研修計画は、全職員への理解と周知が必要。
 - ・新任・中途採用職員に対しては、今後、内外研修へ参加してもらうことはもちろんですが、(新任研修時に)必要とされる当該施設種別等の根拠となっている法律知識、法人の沿革、職場内のルールや人間関係の在り方、利用者への接し方、地域における公益的な取組、勤務するための知識や態度の持ち方などについては、事細かに説明することが大切です。職場の特徴として、エルダー制やブラザー制を検討したりするのもよいでしょう。双方向でまず「働く意義」について考えたいものです。
 - ・3～5カ月後には、フォローアップ研修を行い、今までの職場風土の確認や悩みなどの相談、「気づいたこと」等の話し合うことも必要になります。
 - ・新任・中途採用職員に対しての教育・研修期間は、2～3年かけて行い、職場風土や知識・技術面を磨くのがよいと思います。とにかく自立してきたと思えるまで「寄り添う」こと。そのためには、職場における「職員のあるべき姿」の目標に向かって共に進むことが重要です。

- □施設長の役割・責任とリーダーシップについて組織全体に「周知」しましょう。
 - ・施設長の役割は、よく「ヒト・モノ・カネ・情報などを駆使しながら施設経営に励んでいくこと」と言われますが、全職員共有のもと、施設長の役割と責任、リーダーシップに関する「関わり」や経営方針をしっかりと「周知」していくことになります。
 - ・権限移譲に関しても職員に対ししっかりと行い、「報・連・相」を徹底することになります。
 - ・もちろん、利用者の方にも新年度スタートへの宣言として「理念・方針・目標など」を分かりやすく、丁寧に説明することが大切になります。

◆「第三者評価チェック項目」より「施設運営管理」(抜粋)↓↓
<http://csupport-club.net/img/file60.pdf>

(執筆：秋田県 村上耕治 No.1730)

▼
2) 時事／用語解説
：保護司

保護司は、保護司法により更生保護を担当する法務大臣が委嘱する非常勤一般国家公務員としての「委嘱ボランティア」であり、保護観察所の保護観察官と協働し、民間人としての特質を生かして更生、予防、研究、啓発などの直接活動を行う。全国で5万2,500人を超えないよう定められているが、満たされてはいない。社会的信望を持ち熱意と時間的余裕を持ち、生活が安定し、健康で活動力を有す

ることが条件とされていて、若い人や女性も求められていて、担当する地域としての保護区が定められている。

保護観察の対象者は、保護観察処分少年(家庭裁判所で保護観察に付された少年)、少年院仮退所者(少年院から仮退院を許された少年)、仮釈放者(刑事施設からの仮釈放を許された人)、保護観察付執行猶予者(刑の全部または一部の執行を猶予され保護観察に付された人)、婦人補導院仮退院者(婦人補導院から仮退院を許された人)である。

保護観察の開始は、指導監督(面接などで対象者と接触を保ち行状を把握する。遵守事項を守り、生活行動指針に即し生活・行動するよう指示などをする。特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を実施する。)及び、補導援護(住居を得たり、移住を助ける。生活環境の改善・調整、生活指導を行う。)することに始まり、改善更生、保護観察終了をめざしていく。

法務省はこの程、刑務所から出所した人などの再犯防止に関するモデル事業を発表した。出所者が高齢であったり障害を持っていたりする例が近年増加しており、退所後の社会適応が難しいため再犯率も高くなっていることから、司法や福祉など関係機関がネットワークをつくり、支援対象者の福祉サービス利用や就労などにつなげたいとし、当該事業の募集要項を発表し、4月中に締め切るとのこと。支援拠点(窓口)には社会福祉士などを配置するという。

従来の矯正教育としての取組みに加え、更生保護ソーシャルワークの導入が求められており、合わせて関連する各専門職のネットワークづくり、その連携のあり方が求められている。

日本福祉施設士会に所属する施設・サービス事業所も積極的に協力参加し、特に所属する社会福祉士の皆さんが乗り出せる条件づくりが求められていると思われる。

(執筆：新潟県 大澤 澄男 No.1030)

▼

3) 会員リレーコラム

：東京都 高橋 利一さん(No.38)

「嬉しかったこと」

長く私は、先代の後を継ぎ、家内共々児童養護施設に住み込みながら仕事に従事してきた。指導員から施設長、そして理事長に至り、最近、定年によりその席を離れた。

かつて、子どもたちに夏の臨海行事を計画するにあたって、資金がない中、毎年、海に近い空き校舎や時には防砂林に米軍の払い下げのテントによる一大キャンプ村を設置し、ボランティアの人々と過ごし、子どもたちに夏を満喫させた。

しかし近年、そうした場所を得ることもできず悩んでいた時に、私たちの苦労話を聞いたある篤志家が、海の近くの開発地を買い上げ、子どもたちの臨海施設(別荘)を寄付してくださった。

その後毎年、交代で、子どもたちはひと夏を海水浴や別荘地で楽しんだ。すでに20年あまりが過ぎ、夏のみならず時に応じて要する「短期滞在型養護施設」としても利用を続けている。

年末、私たち夫婦は思い立って施設出身者に呼びかけ、ボランティアとしてこの別荘の大掃除と寄付者を招いて新年を迎える計画を立てた。食事と交通費は、我が方で負担する条件で募ったところ、4名の20代の青年たちが手を挙げ、この計画を実行することとなった。

三泊四日、建物の内外の清掃、芝生の手入れや窓磨き、障子張り、20組の布団の天日干しなど目を見張るような働きぶりだった。この寄付者は、すでにお子さんを病気で亡くしご主人の亡き後、会社を受け継ぎ、社長として経営にあたっていらした。この数日の子どもたちの働く姿や家内の手料理による正月料理を囲んで新年を祝うお屠蘇を酌み交わし、その青年たちの成長した姿を見て、時に目に涙を浮かべながら喜ばれた。

その数日後、私たちに対し「こんなに嬉しいお年玉を私にくださって、ありがとうございました。」と電話をいただいた。

→次回は 福井県 三津井 和夫さん(No.3645)です。

▼ 4) 学びの「一言」：「福祉QC」活動の効果

「福祉QC」活動を行う「QCサークル」を職場に導入することによって、職員の問題意識・改善意識が高まるとともに、業務改善能力が身につきます。また、職場が明るくなり、部門間の連携も良くなって、利用者からの信頼感、安心感が高まります。職員の能力が高まって職場でのやりがいも引き出すことができます。
by：「福祉QC」入門講座より

▼ 5) 事務局よりお知らせ

① 第3回代議員会を開催

本会では、去る3月15日(木)、平成29年度第3回代議員会を開催し、平成29年度補正予算や平成30年度事業計画、予算が原案通り承認されました。また、組織強化を図るための運営内規等の改正についても審議を行い、承認されました。

平成30年度、日本福祉施設士会では、平成29年度に立ち上げた「福祉施設士」実践プロジェクトによる実践事例の収集や公表を進めるとともに、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、各種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」資格について、社会福祉法人・福祉施設関係者の理解促進と社会からの認知向上を図っていくことや、会員の実践力向上と発信力強化に向けた取組みを推進するとともに、平成31年度の会創設40周年を視野に入れた組織体制や事業の見直し、財政等の健全化に向けた取組みを推進していくこととしています。

なお、組織強化を図るための運営内規の改正につきましては、会報「福祉施設士」4月号で詳細をご報告いたします。

また、平成30年度事業計画は、下記、ホームページをご覧ください。

http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/pdf/keikaku_30.pdf

② 「名誉会員」の新設と申請について

本来、本会会員は生涯会員ですが、施設を退職することを理由に本会を退会する会員が毎年相当数いらっしゃることから、退職後も生涯研修を目的とする本会の活動に継続して参画していただくことを趣旨とした「名誉会員」を新設いたしました。

「名誉会員」の会費は、年間5,000円とし、そのためには、別添様式による申請が必要ですので、ご案内いたします。

※様式は、本会ホームページの「諸規程・様式集」の中にアップする予定です。

日 程	予 定 事 業
5月8日(火)	平成29年度事業・会計監査(東京都千代田区)
5月11日(金)	平成30年度第1回理事会・代議員会(東京都千代田区・全社協会議室)

<ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

第42期福祉施設長専門講座を修了しご入会いただいた皆様につきまして、心より歓迎いたします。本会の事業を通じて、自己の研鑽や後進の育成等への支援ができますよう努めて参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

平成30年度、日本福祉施設士会では、「福祉施設士」実践プロジェクトによる実践事例の収集や公表を進め、「福祉施設士」資格について、社会福祉法人・福祉施設関係者の理解促進と社会からの認知向上を図っていくことや、会員の実践力向上と発信力強化に向けた取組みを推進していく事業を行ってまいります。

福祉施設士 4月号

平成30年4月15日発行 通巻325号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 杉本 憲彦

広報委員会

杉本 憲彦(広報委員長)/三津井 和夫/八木 利彦/伏見 達子/
長川原 しのぶ/大澤 澄男/藤本 喜章/岩田 敏郎/松林 克典

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

会員数
25.1万人
(平成28年6月現在)

新規会員募集中

福祉の職場で
働く人を
支援しています。



福利厚生センター(ソウェルクラブ)は…

社会福祉事業等に従事する方の福利厚生を全国一括で展開し、スケールメリットを生かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

1

加入対象拡大!

平成28年4月から有料老人ホームや医療系の介護保険施設・事業に従事する職員の方々も加入対象となりました。

2

ソウェルクラブ ならではのサービス

健診費用の助成、健康生活用品給付、各種お祝品、弔慰金をはじめとした基本サービスに加え、地域密着サービス、クラブオフなど幅広いサービスを展開しています。

3

掛金はわずか年1万円/人

会員1人当たり年1万円のご負担のみで、ソウェルクラブが提供する全てのサービスが利用できます。また、サービスを一部限定した非常勤職員向けコース(年5千円)もございます。

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは
社会福祉法人 福利厚生センター

<http://www.sowel.or.jp>
TEL ☎ 0120-292-711

詳しくは で または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階